

令和5年度 泉南市職員ストレスチェック業務に係る質問及び回答

質問 番号	質問内容	回答
1	<p>昨年度実績を教えてください。(落札業者・落札金額および単価・医師面談の実施人数・相談窓口の利用件数) ※金額については、税別有無もご記載くださいませ</p>	<p>落札業者はソーシャルアドバンス株式会社、落札金額は550,000円(税込)です。(落札業者と落札金額のみ公表しています。) 医師面談の実施人数・相談窓口の利用実績については、一般的には公開していません。</p>
2	<p>健康相談について、メールでの相談受付とすることは可能でしょうか。</p>	<p>適切な状況把握、適切な指導という観点から、メールではなく電話での健康相談としています。</p>
3	<p>調査票に記入不備がある場合は一度返送するとありますが、原本を返送する形でしょうか。初回回答時の不備箇所以外も修正されてしまう恐れがあるため、新規の調査票を配布する形をとっても差し支えないでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
4	<p>実施者の業務として、労基署へ提出するサイン業務も含まれますでしょうか。それは、共同実施者の貴市にて対応されますでしょうか。また、実施者の設定として「常勤者であること」が本年より加えられましたが、理由を教えてください。</p>	<p>労働基準監督署への報告業務は含まれません。 検査実施者への調査票提供のための郵送や持ち出し時による情報流出等を防ぎ、労働者の個人情報適切に保護するという観点から、仕様書を一部変更しました。</p>

5	<p>実施者が「常勤者」であることはどのような定義で、何を以て証明が必要でしょうか。</p> <p>特に証明が不要であれば、本業務に必要な対応をいつでも取れる体制とすることで要件を満たすと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>「常勤者」とは常に受託者の施設内で調査票の確認・分析を行うことができる状況にある者を指します。もっぱら他の勤務場所等で調査票の確認を行う状況にある者は対象となりません。</p> <p>一般競争入札参加資格確認申請書の提出により、仕様書の要件を満たしていると判断いたします。</p>
6	<p>面接指導の際の受付事務者は医師が兼用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>医師が兼用することはできません。</p>